

岩手県告示第111号

県有林看守員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

県有林看守員設置規程の一部を改正する告示

県有林看守員設置規程（昭和27年岩手県告示第508号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 看守員は、 <u>非常勤とし</u> 、知事が <u>委嘱</u> する。	第2条 看守員は、 <u>会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員のうちから知事が任命</u> する。
第3条 看守員は、造林地内を巡視し、火災、盗伐、 <u>侵襲</u> 、虫害、 <u>廃棄物の不法投棄等</u> の予防防止の事務に従事し、 <u>あわせて人夫の使役及び点検</u> に従事するものとする。	第3条 看守員は、造林地内を巡視し、火災、盗伐、 <u>侵襲</u> 、 <u>虫害</u> 、 <u>廃棄物の不法投棄等</u> の <u>予防及び</u> 防止の事務に従事するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。